



熊本県公報

第13572号
令和8年(2026年)
9月24日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○予算の専決処分	(財政課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 7
○道路の区域変更	(〃) 7
○道路の区域変更	(〃) 7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 8
○有明救急医療圏の救急病院に関する認定	(医療政策課) 8
○菊池救急医療圏の救急病院に関する認定	(〃) 8
公 告	
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 9
○北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧	(自然保護課) 11
○公共測量の実施	(監理課) 11
○公共測量の実施	(〃) 11
○公共測量の実施	(〃) 12
○公共測量の実施	(〃) 12
○道路の位置の指定	(建築課) 12
正 誤	
○令和8年(2026年)6月30日熊本県公告第384号 (農用地利用集積等促進計画の認可)中	(担い手支援課) 12

告 示

熊本県告示第684号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和8年(2026年)9月14日付けで専決した令和8年度(2026年度)熊本県一般会計補正予算(第7号)の要領は、次のとおりである。
令和8年(2026年)9月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第7号)
令和8年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,658,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,860,375千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 244,586,353	千円 26,970,265	千円 271,556,618
	1 国庫負担金	98,947,628	11,419,512	110,367,140
	2 国庫補助金	143,932,369	15,550,753	159,483,122
2 繰入金		70,152,459	2,101,775	72,254,234
	1 基金繰入金	69,926,143	2,101,775	72,027,918
3 県 債		127,114,000	6,586,000	133,700,000
	1 県 債	127,114,000	6,586,000	133,700,000
歳 入 合 計		1,100,202,335	35,658,040	1,135,860,375

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		63,057,713	35,981	63,093,694
	1 総務管理費	32,191,634	35,981	32,227,615
2 民 生 費		136,839,272	13,360,845	150,200,117
	1 災害救助費	26,989,617	13,360,845	40,350,462
3 衛 生 費		61,831,057	255,589	62,086,646
	1 環境衛生費	11,343,970	255,589	11,599,559
4 農 水 産 業 林 費		87,826,505	5,512,134	93,338,639
	1 農 業 費	38,672,157	2,409,384	41,081,541
	2 畜 産 業 費	3,376,784	3,066,750	6,443,534
	3 林 業 費	15,678,310	36,000	15,714,310
5 商 工 費		76,417,107	6,880,034	83,297,141
	1 工 鉱 業 費	12,474,302	14,500	12,488,802
	2 観 光 費	2,022,309	6,865,534	8,887,843
6 災害復旧費		119,678,425	9,613,457	129,291,882

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 総務災害復旧費	千円 741,264	千円 20,492	千円 761,756
	2 民生災害復旧費	11,642,003	238,391	11,880,394
	3 労働災害復旧費	20,362	19,140	39,502
	4 農林水産業災害復旧費	36,675,586	55,500	36,731,086
	5 商工災害復旧費	465,218	9,234,953	9,700,171
	6 警察災害復旧費	58,198	11,451	69,649
	7 教育災害復旧費	5,049,404	33,530	5,082,934
歳 出 合 計		1,100,202,335	35,658,040	1,135,860,375

第 2 表 債務負担行為補正					
変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
上益城総合庁舎災害 復旧事業 御 船 町	令和 9 年度	千円 5,650	(補 正 前 に 同 じ)	令和 9 年度	千円 16,684

第 3 表 地方債補正				
1 追 加				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
商 工 業 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 3,032,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
警 察 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,000			
林 業 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	55,000			
計	3,088,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
福 祉 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,348,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,395,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,273,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	1,286,000			
農 業 施 設 整 備 事 業 費	1,203,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	2,809,000			
総 務 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	301,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	321,000	(補 正 前 に 同 じ)		
水 産 業 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	3,000			
農 業 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	507,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	還をなし、又 は借換えをす	2,310,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	375,000	工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	当該見直 し後の利 率)	ることができ る。	383,000			
計	6,009,000				9,507,000			

熊本県告示第685号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）9月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草市五和町鬼池字城 2 0 5 2 番 2 地先から 同所 2 0 4 4 番地先まで	前	12.2 ～ 12.4	24.4	災害復旧 工事
			後	25.7 ～ 26.1	24.4	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月24日

熊本県告示第686号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）9月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草市五和町鬼池字友 4 5 4 4 番地先から 同所 4 5 4 3 番地先まで	前	13.5 ～ 13.6	5.0	災害復旧 工事
			後	13.5 ～ 23.5	5.0	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月24日

熊本県告示第687号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）9月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草郡苓北町坂瀬川字 風月 1 6 5 番 1 地先から 同所	前	14.7 ～ 14.8	5.0	災害復旧 工事

		1 0 4 番 1 地先まで	後	14.7 ～ 50.9	5.0	
--	--	----------------	---	-------------------	-----	--

2 区域を変更する期日 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 9 月 2 4 日

熊本県告示第 6 8 8 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 4 日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社オーシャンフェロー	ヘルパーステーション 縁	宇城市小川町新田 1 6 3 4 番地 1	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 6 8 9 号
救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 4 日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 9 月 3 0 日まで
くまもと県北病院	玉名市玉名 5 5 0 番地	令和 9 年（2 0 2 7 年） 3 月 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 9 月 3 0 日まで

熊本県告示第 6 9 0 号
救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 4 日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本セントラル病院	菊池郡菊陽町大字原水 2 9 2 1 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 0 月 3 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 3 月 3 1 日まで
菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺 7 5 番地 3	令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 1 月 1 4 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 3 月 3 1 日まで
菊池中央病院	菊池市隈府 4 9 4	令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 1 月 1 4 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 3 月 3 1 日まで

熊本リハビリテーション 病院	菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 1 月 1 4 日から 令和 1 1 年 (2 0 2 9 年) 3 月 3 1 日まで
川口病院	菊池市隈府 8 2 3 番地 1	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 1 月 1 4 日から 令和 1 1 年 (2 0 2 9 年) 3 月 3 1 日まで
医療法人社団熊本清仁会 菊陽台病院	菊池郡菊陽町久保田 2 9 8 4 番 地	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 1 月 1 4 日から 令和 1 1 年 (2 0 2 9 年) 3 月 3 1 日まで

公 告

熊本県公告第 5 2 8 号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の
規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定によ
り公告する。
令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 2 4 日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定 等を行う者		賃借権の設定等を受け る者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
岩下 正	宇土市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷 3 0 3 6－1
岩下 修一	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷 2 9 9 8－1 ほか 3 筆
岩田 当美子	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3 5 2 6－1 ほか 2 筆
山田 龍一 （亡）山田 幸	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3 5 2 6－3
永田 広幸	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町浦川内字平立 6 9 2 ほか 1 筆
山口 薫	宇土市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町浦川内字平立 6 9 3－1
吉田 敏郎	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町浦川内字平立 6 9 4－1
近藤 健二	宇城市	生山 さき	宇城市	宇城市松橋町豊福字折敷町 1 8 5－1
岩山 眞志子	宇城市	林田 哲也	宇城市	宇城市松橋町曲野字寺尾 3 0 2 5－1 ほか 3 筆
高洲 美智子 （亡）高洲 安則	宇城市	水永 孝喜	宇城市	宇城市松橋町御船字七番割 4 7 2 ほか 1 筆
河野 幸弘 （亡）河野 敏幸	宇城市	清田 純平	宇土市	宇城市松橋町砂川字磯田 1 3 9 6－3
河野 幸弘	宇城市	河野 幸弘	宇城市	宇城市松橋町砂川字磯田 1 3 9

(亡) 河野 敏幸				6 - 3
小山 新也 (亡) 小山 幹雄	宇城市	亀山 正廣	宇城市	宇城市豊野町糸石字島廻 7 2 8 ほか 1 筆
城塚 正	宇城市	城塚 陽一	宇城市	宇城市豊野町下郷字新開 9 3 7 - 1 ほか 2 筆
阿曾田 清	宇城市	櫻田 一明	宇土市	宇城市三角町前越字北木ノ浦 1 6 2 1
沖村 昭幸	宇城市	沖村 浩生	宇城市	宇城市松橋町浅川字上阿郷 1 5 1 - 1 (一時利用地) 宇城市松橋町浅川字上阿郷 1 7 - 2
河野 一郎	宇城市	河野 太郎	宇城市	宇城市不知火町亀松字三番割 6 6 4 - 2 ほか 1 筆 (一時利用地) 宇城市不知火町亀松字三番割 4 - 3
倉岡 誠	宇城市	倉岡 誠	宇城市	宇城市不知火町亀松字二番割 6 1 7 (一時利用地) 宇城市不知火町亀松字二番割 9 - 3
村嶋 政弘	宇城市	株式会社村嶋 農園	宇城市	宇城市不知火町亀松字三番割 6 6 1 - 1 (一時利用地) 宇城市不知火町亀松字二番割 1 0 - 1
池田 ウメコ 外 6 名	宇城市	星原 直一	宇城市	宇城市小川町新田出字三番 3 2 1 (一時利用地) 宇城市小川町新田出字三番 3 7 - 2
土山 道直	長洲町	元村 信夫	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字大藤 1 3 2
城戸 直	長洲町	岡松 豊司	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字碓 1 6 4 ほか 5 筆
眞東 照男	福岡県 福岡市	田中 輝男	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字向田 1 0 3 - 1
眞東 信子	長洲町	田中 輝男	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字向田 1 0 3 - 2
門川 信也	長洲町	土山 道直	長洲町	玉名郡長洲町大字梅田字向大藤 7 9 - 2
野村 好晴	長洲町	野村 秀夫	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字堤下 2 1 9 7 - 2
野村 好照	長洲町	野村 秀夫	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字堤下 2 1 9 7 - 1
古閑 優子	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西 6 2 - 1 ほか 1 筆
宮島 佳男	熊本市	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西 1 3 - 2 ほか 2 筆

大川 ノリ子	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字井樋口 144-2
濱村 啓子	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字式番 割940
鶴崎 真理子	熊本市	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西9 -2ほか1筆
本田 武	長洲町	村上 和利	長洲町	玉名郡長洲町大字高浜字岩原8 04ほか1筆
土山 松雄	長洲町	土山 秋吉	長洲町	玉名郡長洲町大字梅田字山居屋 敷523-1
元村 誠一	長洲町	土山 秋吉	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字大藤1 58
土山 キミエ (亡) 土山 博道	長洲町	土山 秋吉	長洲町	玉名郡長洲町大字梅田字山居屋 敷523-2
濱田 堅司	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘東2 137

2 認可年月日
令和8年(2026年)9月10日

熊本県公告第529号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から令和8年(2026年)10月8日までの間、熊本県県北広域本部農林水産部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

令和8年(2026年)9月24日

熊本県知事 木村 敬

- 1 特別保護地区の名称
北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間
令和8年(2026年)11月1日から令和18年(2036年)10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

熊本県公告第530号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により益城町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)9月24日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(デジタルカメラ撮影、写真地図作成 (地図情報レベル1000))	令和8年(2026年) 9月1日から 令和9年(2027年) 3月31日まで	熊本県益城町全域

熊本県公告第531号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により南関町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量、水準測量）	令和8年（2026年） 7月31日から 令和9年（2027年） 3月25日まで	熊本県玉名郡南関町大字 相谷、肥猪 地内

熊本県公告第532号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	令和8年（2026年） 9月14日から 令和9年（2027年） 3月31日まで	熊本県阿蘇市（全域）

熊本県公告第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊池市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空写真撮影（写真地図作成））	令和8年（2026年） 8月21日から 令和9年（2027年） 3月26日まで	熊本県菊池市

熊本県公告第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年（2026年）9月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市中央区新屋敷三丁目4番3号
- 2 築造者の氏名 株式会社トムス
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字東迫尻761番3及び同764番7並びに里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 35.56メートル
- 6 指定年月日 令和8年（2026年）9月7日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第109号

正 誤

令和8年（2026年）6月30日熊本県公告第384号（農用地利用集積等促進計画の認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ				行
13				41
正				
東 留美子	熊本市	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎 1 2 8 3 - 9
久保田 加代子	多良木町	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字上赤坂 1 3 3 3 - 1
誤				
東 留美子	熊本市	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎 1 2 8 3 - 9
赤池 セイ子	多良木町	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字松下 1 2 0 7 - 1 ほか 1 筆
久保田 加代子	多良木町	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字上赤坂 1 3 3 3 - 1